

佐倉市難聴児補聴器購入費助成事業のご案内

この制度は身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の習得及び社会性の発達を支援するため、補聴器の購入費を助成する制度です。

◆助成対象者 ※以下の要件を全て満たす方

- ・佐倉市に住所を有する18歳未満の方。
- ・「両耳の聴力レベルが30デシベル以上の方」又は「両耳又は片耳の聴力レベルが30デシベル未満であって、医師が補聴器の装用の必要があると認める方」で、身体障害者手帳の交付の対象とならない方。
- ・補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果を期待することができる医師が判断する方。
- ・対象者又はその属する世帯の他の世帯員に市民税所得割額が46万円以上の方がいない方。

◆助成額

- ・基準額の範囲内で購入費用の3分の2 ※修理費は助成対象外です。

◆耐用年数

- ・5年

◆その他

- ・購入前の申請が必要です。
- ・申請に必要な意見書料は申請者負担になります。

◆申請手続きの流れ(「代理受領」の場合。この他に「償還払い」方式があります。詳しくはお問い合わせください。)

①「佐倉市難聴児補聴器購入費助成事業」の「申請書」「意見書」「(所得確認に関する)同意書」を佐倉市役所障害福祉課(043-484-4153)からお取り寄せください。



②医師の診察を受け、「意見書」を作成してもらってください。



③補聴器業者に、医師の「意見書」に基づいた見積書の作成を依頼してください。



④佐倉市役所障害福祉課に申請関係書類を提出してください。

【提出書類】①申請書 ②医師の意見書 ③補聴器業者作成の見積書 ④(所得確認に関する)同意書

※「同意書」は佐倉市で課税状況が確認できる方に限ります。佐倉市で課税状況が確認できない方は課税証明書が必要になります。



⑤佐倉市で申請者に「決定通知書」送付するとともに、補聴器業者に「支給券」発行します。



⑥補聴器業者に補聴器を納品してもらい、申請者の方で申請者負担額を支払ってください。



⑦補聴器業者から「支給券」と「請求書」を佐倉市に提出してもらいます。



⑧佐倉市から補聴器業者へ助成金を支払います。

【裏面に続く】

◆助成対象補聴器品目

名称	1台当たりの基準価格	基準価格に含まれているもの
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200円	1 補聴器本体（電池を含む。）
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900円	2 イヤモールド(不要の場合は基準額から9,000円を除く)
高度難聴用ポケット型	43,200円	
高度難聴用耳かけ型	52,900円	
重度難聴用ポケット型	64,800円	
重度難聴用耳かけ型	76,300円	
耳あな型(レディメイド)	96,000円	補聴器本体（電池を含む。）
耳あな型（オーダーメイド）	137,000円	
骨導式ポケット型	70,100円	1 補聴器本体（電池を含む。） 2 骨導レシーバー 3 ヘッドバンド
骨導式眼鏡型	127,200円	1 補聴器本体（電池を含む。） 2 平面レンズ

※FM型受信機、FM型用ワイヤレスマイク又はオーディオシューを必要とすると認められる場合には以下の品目を加算できます。

名称	1台当たりの加算上限額
FM型受信機	80,000円
FM型用ワイヤレスマイク（充電池を含む。）	98,000円
オーディオシュー	5,000円

※補聴器業者が材料仕入時に負担した消費税相当分として基準額の100分の103に相当する額を上限とします。

◆参考：聴力レベル

レベル(db)	障害	聞こえの程度	
0	健常		助成対象外
10			
20		小さな話し声やささやき声が聞き取りにくい	
30	軽度難聴		助成対象
40		普通の会話にはあまり不自由しない	
50	中等度難聴	1メートルくらい離れた大きな声なら聞き取れる	
60			
70	高度難聴	耳元で言えば何とか聞き取れる	身体障害者 手帳の対象
80			
90以上	重度難聴	耳元で大きな声で話せば何とか聞き取れる	

■問い合わせ先

〒285-8501

佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市福祉部障害福祉課

障害福祉サービス班

043-484-4153